

新型コロナの影響で収入が減ったかたの保険料などを減免します

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は減免できる場合がありますのでご相談ください。

- 対象者** 主たる生計維持者で、次のいずれかを満たすかた
- ・死亡または重篤な傷病を負った
 - ・令和4年中の給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入のいずれかが令和3年中と比べ30%以上減少した

減免内容 令和4年4月分から令和5年3月分までの全額または一部

申請期限 3月31日(金)

● 問い合わせ ●

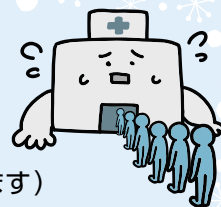
国民健康保険課 (☎ 829-1226)
後期高齢者医療室 (☎ 829-1139)
介護保険課 (☎ 829-1163)

新型コロナと季節性インフルエンザの同時流行に備えよう

地域保健課 ☎ 829-1153



新型コロナと季節性インフルエンザが同時に流行すると、医療機関の受診が難しくなることが予想されますので、事前の準備をお願いします。



早めのワクチン接種を検討してください

- ・新型コロナワクチン (オミクロン株対応 2価ワクチンは従来型を上回る効果が期待できます)
- ・インフルエンザワクチン (65歳以上のかたは定期接種の対象です)

体調不良に備えて準備するもの

新型コロナ抗原定性検査キット

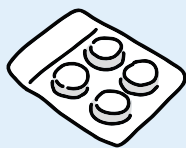
「体外診断用医薬品」か「第1類医薬品」を選びましょう。
薬剤師に相談して購入してください。



体調不良のときでも食べやすいもの



市販の解熱鎮痛薬



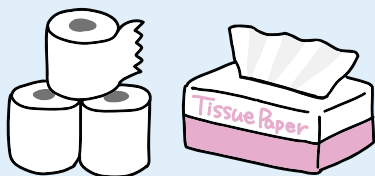
薬の選び方はこちら



水分補給ができるもの



生活必需品



発熱したときの相談窓口を確認しましょう

特に、65歳以上のかたや基礎疾患があるかた、妊娠中のかたは、かかりつけ医の連絡先を確認しておきましょう。

かかりつけ医がない場合の問い合わせ

長崎県受診・相談センター ☎ 0120-071-126 (24時間)

一般的な健康相談

長崎県コロナ相談窓口 ☎ 050-3665-8101 (24時間)

発熱患者やコロナ軽症・無症状のかたで急を要しない場合は休日・夜間の受診は控えてください